

数次有効短期滞在査証発給希望書

1. 希望する数次査証の種類及び自身が該当する要件の□にチェックを入れてください。

一般（観光等）短期滞在査証

- 過去3年間に訪日歴があり、かつ、渡航経費支弁能力がある（旅券等により渡航歴の立証必要）
- 過去3年間に訪日歴があり、かつ、G7諸国（日本を除く）に複数回の渡航歴がある（旅券等により渡航歴の立証必要）
- 十分な経済力を有する者
- 十分な経済力を有する者の配偶者または子

商用を目的とする短期滞在査証

- 国公営企業の常勤者
- 株式上場企業（日本、ベトナム以外の国・地域の株式上場企業を含む。）の常勤者
- ハノイ日本商工会議所の会員企業であり、かつ、日本に経営基盤若しくは連絡先を有する日系企業（駐在員事務所を含む）の常勤者
- 株式上場企業が出資している合弁企業、子会社、支店などの常勤者
- 日本の株式上場企業と恒常的な取引実績がある企業の常勤者
- 過去3年間に日本へ商用目的での渡航歴があり、かつ、過去3年間にG7諸国（日本を除く）に短期滞在中で複数回の渡航歴がある有職者
- 過去3年間に日本へ商用目的での3回以上の渡航歴がある有職者
- 上記のいずれかに該当する方の配偶者又は子

文化人・知識人等に対する短期滞在査証

- 相当程度の業績が認められる美術、文芸、音楽、演劇、舞踏等の芸術家、又は人文科学（文学、法律、経済学等）、自然科学（理学、工学、医学等）の研究者
- 現職の弁護士、公認会計士、弁理士、司法書士、公証人、医師
- 相当程度の業績が認められるアマチュア・スポーツ選手
- 大学に常勤する講師以上の職にある者
- 国公立の研究所及び国公立の美術館、博物館、図書館の課長職以上の者
- 国会議員、国家公務員、地方議会議員、地方公務員
- 上記のいずれかに該当する者の配偶者又は子

ベトナム在住日本人の配偶者又は子に対する短期滞在査証

- 当該日本人の同居者で、かつ、本邦への渡航歴が1回以上ある（旅券等で要証明）

ベトナム以外の国籍の方

【注意事項1】 数次有効査証の発給を希望する場合、上記要件に該当することを立証する資料を添付する必要があります（例：過去の入国証印、上場会社情報、取引実績を証明する書面、在職証明書、業績を証明する書面）。立証資料の提出がない／不十分な場合には、数次査証は発給できません。ただし、その場合でも（他の要件を満たしていれば）一次（又は二次）査証が発給される場合があります。

【注意事項2】 国籍によっては数次査証の対象とならない場合があります。

2. 数次査証の発給が必要な理由を次の枠内に記載して下さい。

--

3. 以下のいずれかにチェックを入れてください。

- 数次査証が発給されない場合は、査証申請を取り下げる。
- 数次査証が発給されない場合は、今回の渡航滞在予定期間に見合う一次査証の発給を希望する。